

しない、させない！ 不法投棄

決められた

場所以外にごみ
を捨てる不
法投棄やごみ
のポイ捨て
は、景観を損
ねるだけでな
く、水質汚濁
や土壌汚染な
ど、自然環境にも悪影響を与
えます。市では、クリーン活
動の推進や環境パトロールな
どで不法投棄防止の啓発活動
に取り組むとともに、悪質な
事案については、警察と連携
するなどし、厳しく対応して
います。



私たち一人一人が不法投棄
防止の意識を持つことにより、
自然環境を保護することがで
きます。不法投棄のない自然
豊かで暮らしやすいまちにし
ましょう。

●不法投棄防止のポイント

・ごみは管理が不十分な土地
に捨てられる傾向があるた
め、土地の所有者は草刈り
の徹底や柵の設置などによ
り、不法投棄をさせない環
境を整えましょう。

・海や山、観光地などでのレ
ジャーで出たごみは、決め
られた場所に捨てるか、持
ち帰りをお願いします。

☎生活環境課 (025・5
26・5111、内線102
0・4114)

「全国家計構造調査」に ご協力ください

総務省では、10月から11月
の2カ月間にわたり「全国家
計構造調査」を実施します。

この調査は、家計における消
費や所得などの実態を把握す
るために5年ごとに実施され
るもので、調査結果は国や地
方公共団体において年金給付
額や保険料負担額の検討など
に利用されます。上越市では、
無作為に抽出される約200
世帯が対象となります。

8月から、調査員証を携帯
した調査員が対象地域を巡回
しますので、

調査へのご理
解とご協力を
お願いします。

☎総合政策課
(025・

532・24
40)



平和祈念の黙とうを お願いします

8月6日と9日は、広島と
長崎に原子爆弾が投下された
日です。投下された時刻に全
国各地で原爆死没者の冥福を
祈り、黙とうを捧げます。ま
た、8月15日は、「戦没者を
追悼し平和を祈念する日」と
して黙とうを捧げます。市民
の皆さんも黙とうをお願いします。

☎8月6日(☎午前8時15分(広
島)、8月9日(☎午前11時2
分(長崎)、8月15日(☎正午
☎生活援護課 (025・5
20・5697)

高齢者による 趣味の作品展示

市民の趣味活動や創作活動
の発表の場として、展示コー
ナーを設けています。

●展示場所および時間

- 時所 ○福祉交流プラザ(寺町
2) Ⅱ午前8時30分～午後9
時 ○市民いこいの家(石橋
1) Ⅱ午前9時～午後6時
○雁木通りプラザ(本町3)
Ⅱ午前8時30分～午後10時

●展示作品を随時募集
各施設の展示コーナー、

ショーケースに展示する作品
を随時募集しています。

☎市内で活動する個人・団体
☎展示希望日の2週間前ま
でに高齢者支
援課 (02
5・520・
5708)



老人医療費助成制度(県老)

通院・入院時にかかる医療
費の自己負担額の一部を助成
します。

☎次のいずれにも該当する人
①市内に住所があり、後期高
齢者医療制度の認定を受け
ていない65歳～69歳までの
人

- ②常時1人暮らし、または3
カ月以上寝たきり状態の人
- ③前年の合計所得金額が13
5万円以下の人

☎申請書に必要事項を記入し、
健康保険証を持参の上、国保
年金課、各総合事務所、南・北
出張所へ。申請書は申し込み
先にあります。 ☎国保年金課
(025・520・5717)

今年度新たに住民税非課税等 となる世帯に生活支援給付金 を支給します

国の「デフレ完全脱却のた

めの総合経済対策」における
物価高への支援として、今年
度新たに住民税非課税または
住民税均等割のみ課税となる
世帯に、生活支援給付金を支
給します。

☎令和5年度に住民税非課税
世帯等に対する生活支援給
付金の支給対象となった世
帯や、世帯全員が、住民税
が課税されている人から税
法上の扶養を受けている世
帯は対象となりません。

●支給額

1世帯当たり10万円
※18歳以下の児童を扶養して
いる場合、対象児童1人当
たり5万円を加算。

☎他対象と見込まれる世帯には、
8月上旬から順次、確認書ま
たは申請書を送付します

☎本年1月2日以降に転入し
た人を含む世帯など、市で
課税状況を判定できなかった
た世帯は申請が必要です。

☎申請確認書または申請書に必
要事項を記入の上、10月31日
迄(消印有
効)までに郵
送で生活援護
課(025・
520・56
97)

